

スウェーデンの「柔軟な就学制度」に関する研究

— 制定過程とその背景の検討から —

大野 歩・七木田 敦

(2009年10月6日受理)

A Swedish Study on 'Flexible School Start':
From a Consideration of Enactment Process and Background

Ayumi Ohno and Atsushi Nanakida

Abstract: This study focused on Swedish 'Flexible School Start (Flexibel Skolstart)' system in 1991 and examined of enactment process and background to reveal that intended. As a result, It was shown that the government had established a 'Flexible School Start' system to balance security of childcare and reduction school starting age, to sustain care for child in school where integrated pre-schooling and schooling. Therefore, Swedish 'Flexible School Start' system in 1991 is meaning that the first step of evolution process integrated childcare and school education, and beginning of reform educational system in Sweden.

Key words: Sweden, childcare, school starting age

キーワード：スウェーデン，子どもケア，就学開始年齢

1. はじめに

スウェーデンでは、1928年に、のちに首相をつとめる Per Albin Hansson が「国民の家」構想を打ち出した。この「国民の家」構想を建設する過程として、1932年以降の長期社民党政権の下で国民への高負担政策がとられる一方で、制度として様々な公的社会保障が国民へ提供されてきた。これがいわゆる「スウェーデン・モデル」と称される社会運営技法である（岡沢 1991, 訓覇 1998）。

スウェーデンで整備されている公的社会保障制度には、両親保険制度や育児手当、保育料の上限設定に代表されるような子どもケア¹⁾に関する種々の保障も含まれている。このような保障整備からか、近年では先進諸国の中でも合計特殊出生率が比較的安定し²⁾、国民が子どもを生み育てやすい国³⁾としての認識が高まっている。

このように、福祉国家体制を築き、充実した社会保障制度を整えている国として知られているスウェーデン

であるが、一貫して順調で安定した社会情勢を保ち続けてきたわけでは、決してない。1990年代には通貨危機という形で、未曾有の経済的危機状態に陥った事実をもつ国でもある。深刻な経済・金融危機を乗り越えるため、スウェーデン政府は1990年秋期に、経済危機を克服するための総合的なプログラム法案を国会へ提出した。この1990年の経済危機総合プログラムの一環として示されていたのが「柔軟な就学制度」である。

「柔軟な就学制度」は現行で7歳からはじまる就学義務に対し、自分の子どもを6歳から就学させるという決定を両親に認める制度⁴⁾であり、1991年から施行された。

「柔軟な就学制度」は、教育制度を根本から変える大きな変革であるが、日本においてはスウェーデンの子どもに対する保育・教育保障議論のなかで、6歳児へ就学が保障された「6歳児就学案」としてわずかに紹介されるにとどまっている（泉 2003）。

一方、Prieto (2003) は、スウェーデンの就学前学校⁵⁾と基礎学校⁶⁾の統合化における議論のなかで、本

制度に触れた。彼は、スウェーデンの保育・教育政策において、1940年代より就学前学校活動と基礎学校活動の統合化を模索する動きがあったことを言及した。そして、保育・教育分野における就学前学校活動と基礎学校活動の統合化に対する長年の議論にもかかわらず、結論を下したのは教育関係者よりも国会の方が1年半早かったと述べた。Prieto (2003)によれば、この就学前学校と基礎学校の統合化に対して教育関係者よりも早くに下した国会の結論というのが、「柔軟な就学制度」の施行であった。

また、Taguchi and Munkhammar (2003)は、本制度を教育省の管轄下における幼児期の教育とケアサービスの統合化に至る変革内に位置付けた。現在、スウェーデンの幼児期に対する教育とケアサービスは官設上、教育省のもとに統合されている⁷⁾。Taguchiら (2003)は幼児期への教育とケアサービスの統合を議論するなかで、統合化を推し進めた主要因のひとつとして「柔軟な就学制度」の導入をあげた。

このような先行研究からは、スウェーデンの「柔軟な就学制度」が、単に6歳児への就学保障をもたらした制度というだけではなく、子どもに対するケアと教育の統合化への布石となるような意味合いをもつ制度であることが示唆されている。しかしながら、制定の背景を含め、「柔軟な就学制度」そのものに焦点化した研究蓄積は、スウェーデン国内を含めても見当たらないのが現状である。

そこで本研究では、スウェーデンで1991年に施行された「柔軟な就学制度」について、経済と子どもケア保障の観点から、制定に至る背景や制定過程を含めた検討を行い、スウェーデンの国内政策における本制度の制定意図を明らかにすることを目的とする。

2. 「柔軟な就学制度」議案提出までの背景

北欧諸国には地理的な要因から、元々義務教育の就学開始年齢が他のヨーロッパ諸国より遅いという共通した状況があった。しかしながら、1980年代から1990年代にかけて、北欧諸国では義務教育の開始年齢が討議されていた。

北欧諸国における義務教育開始年齢問題の解決策は様々であった。アイスランドでは以前より6歳からが義務教育の開始とされていた。デンマークでは7歳からの義務教育開始に加え、「børnehaveklasse」とよばれる6歳児のための就学前学校クラスが早い時期に導入された。ノルウェーは最終的に中央右派政府が6歳からの義務教育開始を決め、1997年から施行され

た。フィンランドで議論が行われたのは比較的最近であり、スウェーデンを含めた北欧諸国の動向から2001年に、6歳児に対し義務ではない就学前クラスを設置した(Barbara Martin Korpi. 2006, 山田 2007)。

スウェーデンは、北欧共通の就学開始年齢が遅い理由に加え、国土が長く人口がまばらで、低年齢の子どもが通学できる範囲にくまなく学校を設置しづらい独自の背景があった。しかし、上記にある北欧諸国の状況と呼応し、スウェーデン国内でも「就学年齢の引き下げ」に関する議論が起こっていた。1980年代のスウェーデン国会における「就学年齢引き下げ」に関わる議論は、大きく次の3つであった。

2.1 財務大臣 Kjell Olof Feldt による「就学年齢引き下げ」論の主張

一つ目は、財務大臣 Kjell Olof Feldt によって「就学年齢引き下げ」論が国会で主張されたことである。1980年代半ばのスウェーデンでは、Pysslingen というスウェーデンで初めてとなる株式会社が設立し運営を行う保育所をめぐって、論争が起こっていた。

当時国会における多数派であった穏健党は私立保育所への国庫補助政策を提案した。論争に参加した中でも、児童心理学者の Lisa Palme⁸⁾を筆頭とする Sten Andersson 社会大臣、Bengt Lindqvist 国会議員⁹⁾、Johan-olle Persson ストックホルム市財務理事ら主要メンバーは、保育所運営における利潤追求的傾向は保育の質を損ねるという理由により、私立の保育所経営に抵抗を示した。

一方、Kjell Olof Feldt 財務大臣は、私立の経営形態が保育の質を決定づけるものではないと考え、私立の保育所経営に対し否定的な見解を示さなかった。彼は就学前学校に対し託児所 (gubbiga) 的な位置づけをしており、就学前学校教員の教育に対する理解も低かった。このことから、スウェーデンの子どもを国際的な動向と一致させるために、6歳から就学させるべきだという見解を持っていた。

1984年6月には、利潤を目的とする株式会社が運営する保育所への国庫補助を禁ずる法律(通称 Lex Pysslingen)が国会で制定された。しかしながら、財務大臣の「就学年齢引き下げ」に対する発言は波紋を呼び、大きな政治・社会問題となった(SD: 2002-03-26/ DN: 2006-03-15/ Pysslingen Förskolor och Skolor AB 2006/ Barbara Martin Korpi 2006)。

2.2 「Förskola-skola-komitten」による「就学年齢引き下げ」案の検討

二つ目は、「Förskola-skola-komitten: 就学前学校一学校委員会」による「就学年齢引き下げ」問題の検討である。

スウェーデンは、1981年に、「就学年齢引き下げ」に関する調査検討委員会である「就学前学校—学校委員会」を設置した。委員会は、当時コミュンコミッションナー (kommunalförbunds) ¹⁰⁾ であった Göran Persson ¹¹⁾ の指揮下で、就学前学校と基礎学校の協働に関する調査を行っていた。さらに、委員会内では調査をもとに「就学年齢引き下げ」策が練られていた。

1985年6月の委員会提議「Förskola-skola：就学前学校—学校」に先立つ会議において、「就学年齢の引き下げ」策について検討を行っていた委員会のメンバー間では3つの選択肢に意見が分かれていた。争点となったのは①就学年齢引き下げを行わない7-15歳の現状維持、②10年制の学校の一部として6歳児を就学させる、③子どもが満7歳を満たす間に、両親が望む場合とコミュンに可能な収容力がある場合は、1カ月あるいは1学期に一度の段階的になだらかな就学を行うというものであった。

しかしながら、同年、社会大臣 Sten Andersson によって「förskola för alla barn：あらゆる子どものための就学前学校」法案が提起され、国会で社会民主党、国民党、左党の広く大多数に受け入れられた後、採択された。法案内容には、4歳からのあらゆる子どもが就学前学校に通えるようにすべきであると記されていた。

これにより、4～6歳児による3年制の就学前学校と9年制の基礎学校を結合させた12年制の学校構想が想定されるようになった。このため、「就学年齢引き下げ」策の提示は少なくとも時期尚早と判断され、「Förskola-skola-komitten：就学前学校—学校委員会」は「Förskola-skola：就学前学校—学校」の提議における「就学年齢引き下げ」策の提示を見送った。(Calander, F., Pérez Prieto, H. & Sahlström, F. 2000/Barbara Martin Korpi. 2006)

2.3 財務省と ESO による「Barnskola (子ども学校) 案」の提示

三つ目は、財務省と ESO (Expertrådet för Studier i Offentlig ekonomi：公共経済における調査専門委員会) の行った「子ども学校」案の提示である。

スウェーデンでは1988年以降、バブル経済が減速しはじめていた。一方、1975-1990年の間に政府の子どもケアに関わる総経費は、29億 SEK から350億 SEK まで増加していた。しかしながら、どのセクターも子どもケアの膨張に対し資金補助をすることができない状況にあり、財務省と社会省の間は若干の緊張関係があった。

1990年、「Skola? Förskola? Barnskola?：学校? 就学前学校? 子ども学校?」と題する検討報告書 ¹²⁾ が

財務省と ESO の連名で交付された。報告書では、「就学年齢引き下げ」の経済的影響に対する調査をもとにして、現在7歳で始まる就学年齢を6歳へ引き下げる2つのモデル案が提示された。

提示されたモデルのひとつは、現行の7歳児就学と同形態で6歳児を学校へ参加させる形態による就学年齢引き下げモデルである。つまり、9年制である義務教育課程の基礎学校における就学年数を全体的に10年制化したうえで、就学開始年齢を7歳から6歳へと1年齢下方へ段階移行するというものである。

もう一つは、現行の9年制基礎学校制度を保持したまま、基礎学校低学年の年齢統合を行うことにより就学年齢を引き下げて、基礎学校の低学年教員と就学前学校教員と一緒に活動する、6歳児と7歳児を包括した小さな子どもの学校 (Barnskola) を設置する案である。例えば、基礎学校1年目は6歳と7歳の年齢混合クラス、2年目は7歳と8歳の年齢混合クラスというような設定が行われるとした。

第一案の場合は現行の経費枠組み内での修正であるとされた。他方、第二案の場合には保育・基礎学校あわせて年間約20億 SEK の経費が削減され、年間約80億 SEK、BNP0.7% の経済効果があると述べられた。また、就学を新たに設定することは労働力の社会参入を増大させるとともに、子どもの学習を早めることによる知識投資を拡大する可能性があるとした。さらに小さな子どもの学校を設置する場合は、開始年齢を引き下げるほど損失も減ずるとされ、5歳児開始の可能性も示唆されていた ¹³⁾。

これに対し教育省は、就学年齢を引き下げるには学校システムもスウェーデンの子どもたちも教育的あるいは心理学的に「十分熟していない」と主張した。また、当時の教育大臣 Bengt Göransson 以外の大臣らは、Feldt 財務大臣にしたがう財務省から出た案という理由で「就学年齢引き下げ案」に反対したとされた。(Lenz Taguchi, H. and Munkhammar, I. 2003/Barbara Martin Korpi. 2006)

3. 政府による経済危機克服プログラムにおける「柔軟な就学制度」の提案

3.1 経済危機克服プログラムと「柔軟な就学制度」案の位置づけ

1990年秋期、Ingvar Carlsson 首相率いる社党内閣政府は「経済危機克服プログラム」を国会へ提出した。法案の内容は、公共セクターの構造改革を通じ、生産性と成長を刺激しながら国家収入を効果的に管理するとともに、私的セクターへ競争と規制緩和を結び

つけ、下降するスウェーデン経済における根本的な経費の圧迫を削減する効果的な行政を図るものであった。

法案提出に先立つ内閣会議録には財務大臣 Allan Larsson が報告者とされ、Carlsson 首相と Bengt Lindqvist 社会大臣、Göran Persson 教育大臣ら18名の大臣の名前が並んだ。「柔軟な就学制度」案は「4. 公共部門における経費需要への制限対策 4.4 子どもケアと学校—柔軟な学校の開始および高等学校の拡大に関する共同責任」において示された¹⁴⁾。

3.2 「柔軟な就学制度」議案の内容

「子どもケアと学校間のより密接な連携は、社会的・教育学的・経済的な利益をもたらすだろう」という一文で始まる内容には、以下のような点が盛り込まれていた。

3.2.1 子どもケア領域の発展強化と柔軟な就学の関連性について

議案では、はじめに「柔軟な就学制度」と子どもケア領域との関連性が述べられた。

ここでは、1980年代において子どもケア領域が量的だけでなく、質的にも強化されてきたことが示され、その最たる結果として1985年の「Förskola för alla barn：すべての子どものための就学前学校」の制定があげられた。さらに「Förskola för alla barn：すべての子どものための就学前学校」は、子どもケアの質を強化するために、就学前学校へ教育的な基礎を置いたものであることが政府によって確認された。そのうえで、子どもケアを拡大するためにも学童保育を含めた子どもケアと学校教育を教育的視点で包括的に考慮することに力点を置くことが示された。

3.2.2 子どもケアと学校間の連携改革について

議案で次に示されたのは、子どもケアと学校の連携に関する改革を行うという点であった。

議案では、1970～80年代における様々な検討から、子どもケアと学校間における望ましい連携を妨げているものは、2つの異なる規則体系があることだと述べられた。そのうえで、学校側では改革がすでに進んでいることが示された。ここで示された学校側の改革とは大きく行政組織によるものと学習指導要領に関するものであった。

学校の行政組織改革に関しては、国とコミュニティ¹⁵⁾で行政責任を明確に配分する改革が既決、進行中であり、今後子どもケアに関しても改革が同様に及ぶ点が示唆された。続いて、学校行政改革によって及ぶコミュニティへの分権と関連する調整が、子どもケア領域にも拡大されることにより、「コミュニティにおける子どもケアと学校に関する責任統合が促進される」¹⁶⁾点

が示唆された。また、議案文書では、分権による子どもケアと学校教育に関する責任統合が「すでに一部のコミュニティにおける組織委員会で調整されている」¹⁷⁾点も示された。

学習指導要領の改革については、子どもケアと基礎学校が共通目標を持つ教育的プログラムを作成し、それに基づいた活動を行う点が示された。

3.2.3 「柔軟な就学制度」について

「柔軟な就学制度」は、「子どもケアと学校における連携の発展は、子どもの就学を成功させる出発点である」¹⁸⁾という文言によって提案された。

議案における「柔軟な就学制度」の目的は、①子どもの就学をより柔軟にさせること、②子どもは6歳から就学する権利を持つべきであること、③就学は保護者の要望の外部から変革する必要がある、子どもの成熟を考慮した就学となるべきであること、の3点であった。そして、「柔軟な就学制度」の前提を「保護者と生徒に対する選択の自由を増大させることを意味する」¹⁹⁾とした。

さらに議案内には、「保護者の大部分が子どもケア領域で（7歳までの）もう1年間を子どもに過ごさせるよりも、6歳からの就学を選択することが見通せる」²⁰⁾とする政府の意図が示されていた。

政府の意図の背景にある問題の一つは、コミュニティの課題に対する配慮である。議案では、「柔軟な就学制度」によって、6歳児の親が子どもを就学前学校や子どもケア施設ではなく学校へ通わせることを選択すれば、①子どもケア領域において望んでいるすべての子どもに対する居場所の提供が促進される、②7歳から6歳へ就学年齢を移行させることは、子どもケア領域内で必要性の切り詰めを満たそうとする場合と比べ、コミュニティに対し節約を伴う合理化を可能にするという2つの見通しが示された。

もう一つは社会経済的な効果である。議案では、6歳での就学措置を保護者の大半が選択することにより、「長期的な観点でいえば、労働市場へさらにひとつ年長者クラスを供給することになる」²¹⁾という想定が示されていた。

その上で「柔軟な就学制度」の導入を1991年秋期とし、「移行の方法についてはコミュニティが実現性をもつべきである」²²⁾とした。また、「柔軟な就学制度」の整備によって、義務教育課程後の高等学校改革の実施が視野に入ることも示唆された。

4. Göran Persson 教育大臣による「柔軟な就学制度」修正案の可決

4.1 「柔軟な就学制度」可決までの過程

4.1.1 「柔軟な就学制度」議案に対する世論

「柔軟な就学制度」議案に対し、保護者や就学前学校関係者をはじめとする一般世論からは次のような反対意見が出された。

保護者側の見解として先ずあげられたのは、子どもにとって、就学前学校の方が「安全」な環境だという指摘であった。これには、就学前学校が学校に比べて職員の比率が高く、子ども集団の数が小さいことが理由とされていた。就学前学校側の反対理由には、教育的な子ども集団を考慮したとき、年齢の大きな子どもを就学前の活動に残しておきたいという点と、学校の教員は年齢の低い子どもに対する教育が不十分なため、子どもに対する配慮が行き届かないとする懸念を理由としていた (Barbara Martin Korpi, 2006)

一方、子どもケアの運営主体となるコミューンには「柔軟な就学制度」に反対しきれない事情があった。上述したように、1985年提起の「Förskola för alla barn」には「18ヶ月から学校開始までのすべての子どもが就学前学校に通う権利を持つ」²³⁾ため、就学前学校の拡大が目標として定められていた。同時に、コミューンに対しては、1991年までという期限付きで5年間の保育施設拡張計画を義務付けていた。しかしながら、「就労および就学中の親を持つ1歳半からのすべての子どもに対して居場所を保障する」という目標を現実化するにあたり、「1990年夏の段階で、その目標を実現できると予測したコミューンは、全体の67%だけ」²⁴⁾というほど、運営責任を担うコミューンは財政的にきわめて逼迫した状況に陥っていた (Lenz Taguchi, H. and Munkhammar, I. 2003)。

4.1.2 「柔軟な就学制度」議案に対する国会における争点

国会では政府の「柔軟な就学制度」議案に対し、財政的な理由での施行には反対があるものの、実施それ自体に対しては大きな反対がなかった。ただし、教育学な質の面から学校全体の改革や低学年教育の形成、教員への補足教育の必要性を検討すべきであるとされた。また、政府提案では6歳児を受け入れる場所、教員の補充、使用するカリキュラムといった具体的な点が示されていないため、現場が混乱するとの懸念が示唆された。さらには、「柔軟な就学制度」による6歳児の就学が単なる「就学の早期化」ではなく、就学準備のための義務として措置されるべきであるという点が議論されていた (1990/91: Fi16, 1990/91: So632,

1990/91: Ub259)。

4.2 「柔軟な就学制度」の制定と修正案の具体的内容

1990年秋期に Ingvar Carlsson 首相率いる社民党内閣政府が提出した「経済危機克服プログラム」内の「柔軟な就学制度」議案は、国会での議論の後、Göran Persson 教育大臣による「1990/91: 115法案」として再提出され、1991年6月に国会を通過した。

制定された「柔軟な就学制度」は「1990/91: 115法案」のなかで、「就学義務は、目下、子どもが7歳に達した年の秋季から始まるが、養育権所有者は子どもが6歳になった年の秋季に学校を始めるべきであることの決定を許可される。コミューンは、6歳児が学校に受け入れられる方法を決定するための6年間の移行期間に置かれる」²⁵⁾という文言によって示された。

制度の可決に際し、法案には以下のような点が盛り込まれた。

第一に、「柔軟な就学制度」は7歳の就学義務に対し、自分の子どもの6歳児就学という選択肢を両親に認める制度であるとされ、6年間の移行期間のもとでコミューンに実施責任が課せられた。

修正案には、「学校は子どもの成長段階に活動を合わせる義務があるが、子どもの発達に対する要求を最も判断できるのは両親であるため、子どもの就学を6歳か7歳か決定する権利を両親に認める」²⁶⁾とし、「その決定に対し、就学前学校や学校及びそれら職員がともに支える」²⁷⁾と記された。

第二に、法案を通過させるうえで、政府の「柔軟な就学制度」議案に対する反対動議で示された教員への補足教育、教員の補充、カリキュラムに関し法的に整備しながら、子どもケアと学校教育を内容的にも組織的にも統合させていく姿勢を、前提条件として明確に打ち出した。

前提条件は「柔軟な就学制度」施行の後、それぞれについて審議され、例えば1995/96: 206法案や1999/2000: 135法案としてカリキュラム整備や教員教育に対する法案の改訂が進み、あるいは就学前学校活動と学校教育活動の行政統合へと具体化されていくのだが、ここでは言及するにとどまるとしておきたい。

第三に、「柔軟な就学制度」の法案内容では、就学年齢の国際的比較における遅れや子どもケアの拡大に制度施行が貢献する論拠を示しながら、「柔軟な就学制度」の導入が子どもケアと学校教育の融合を図る方向性が示された。

具体的な行政施策としては、地方自治体における子どもケアと学校に関する委員会の統一、コミューンへの実施責任譲渡、学習指導要領・保育指針の目標・基準統一に向けた改訂、改革における学校庁の責任所在

などが示された。

第四に、制度の導入における時期の適性と制度開始時における支援策についての言及があった。

制度提案時、低学年児童数は約290,000人と学校全体の生徒数に比べると少ない人数を示していたが、1991年からの統計庁による見積みりでは、2000年までには375,000人に達するとされていた。一方で、基礎学校全体に在籍する生徒数は、1980年代の初めには、1,000,000人を超えたところで安定していたが、近年には900,000人を下回り、1990年代末の生徒総数が1,000,000人を超せない見通しが示された。このため、就学児童数の減少に歯止めをかけ基礎学校を発展させるためにも「柔軟な就学制度」を導入するには、1991年時点が最適であるという見解が示された。

ただし、制度の導入によって短期的な学童保育の需要増加が見込まれ、コミュニケーションにとっては困難を伴うであろうとの予測から、1991年夏までに学校と学童保育の協力を強化する議案が学童保育委員会から提出される見通しが示唆された。

支援策には、コミュニケーションに対する現在の国家補助金制度は前年度の生徒数をもとに配分されているが、「柔軟な就学制度」の施行に伴い、前活動年度より生徒数が多くなる場合についての特別措置が示唆された。

修正案の最後には、これらから短期的に見れば「柔軟な就学制度」導入に対する経済的評価は厳しいと予想されるが、長期的にはコミュニケーションの支出削減を見通していることが述べられた。

5. まとめ

本研究では「柔軟な就学制度」施行の背景と制定過程を検討してきた。以下で、問題点を整理しながら「柔軟な就学制度」の制定意図について考察を及ぼしたい。

「柔軟な就学制度」制定までの経緯は大まかに、①1980年代を通じて、スウェーデンの国会では社会的・教育的・経済的側面から「就学年齢引き下げ」に関する議論が行われていたこと、②1990年に政府提案である経済危機プログラムの一環として「柔軟な就学制度」案が国会に提出されたこと、③政府案に対する世論や国会動議を受け、1991年に教育大臣の手による「柔軟な就学制度」修正案が国会に提出され、施行に至ったことの3点で把握されよう。

では、「柔軟な就学制度」の制定意図はどこにあるのだろうか。制定過程の検討からは、次のような点が明らかとなったと考えられる。

まず、「柔軟な就学制度」議案の提出に際して、政府は1985年の「förskola för alla barn：あらゆる子ど

ものための就学前学校」法案を「子どもケアの質を強化するため就学前学校活動に教育学基礎を置く」ものであると言及した。これは政府が提供する「すべての子どものためのケア」は、教育学的な活動として保障されるものである点を、政府が自ら公言したことを示すといえよう。

次に、政府は「柔軟な就学制度」を「子どもケア拡大のためにある」制度として位置づけた。これは、「柔軟な就学制度」があらゆる子どもに保障されるべき子どもケア政策の一環であるという見解を、政府が明確に示した点であろう。

さらには、政府が「柔軟な就学制度」を施行する上で、子どもケアと学校教育を学童保育も含め、組織的にも内容的にも統合していく方針を明らかにした点である。これは、「柔軟な就学制度」によって、子どもケアと学校教育を教育学的視点から包括的に推進していくとする政府の姿勢を示していると考えられる。つまり、スウェーデンは未曾有の経済危機に陥った時期に、国家の財政を圧迫している子どもケア費の削減を余儀なくされ、「就学年齢の引き下げ」によって問題を打破しようと試みたと考えられよう。しかしながら、スウェーデンにおいて、子どもケアは、社会福祉国家体制の下で充実させてきた公的社会保障制度の大きな柱として存在していた。このため「就学年齢の引き下げ」と子どもケアの保障を両立させるため、子どもケアと学校教育を融合した活動を創出して、教育領域で子どもケアの保障を維持する方策を図ったといえよう。そして、子どもケアと学教育を融合する方向性を制度として初めて打ち出したのが「柔軟な就学制度」の施行であったと考えられる。

ここで特筆すべきは、スウェーデンが子どもケアと学校教育の融合を創出するうえで、内容的にも組織的にも整備していく具体的な方策を提示し、期限付きで移行期間を設置し、法的措置を順次実行して行く方針までを明確に打ち出した点である。

また一方では、「柔軟な就学制度」によって就学前学校から基礎学校への移行年齢を弾力化し、子どもケアと学校教育の境界性を曖昧にしながら、子どもケア保障を教育学的に再構成していくと試みたと考えられる。

以上から、本研究では「柔軟な就学制度」の施行がスウェーデンにおける子どもケアと学校教育の融合を具体的に形成していく過程の最初歩であり、スウェーデンの教育制度における変革期のはじまりを意味すると思われる。「柔軟な就学制度」の施行によって、スウェーデンの子どもケアと学校教育の融合がどのような課題に直面し、あるいは問題を派生させ、どういった様相

を呈していったのかについては今後、検討していきたいものである。

【註】

- 1) スウェーデン語では barnomsorg, 英訳は childcare となるため, 本研究では「子どもケア」という用語を用いる。ただし, スウェーデンでは幼保一元化が達成されており, 就学前の子ども(1-5歳児)に対するケアは就学前学校活動と表記される。また, スウェーデンの子どもケアには6-12歳の学齢期児童に対するケア, いわゆる学童保育も含まれている。
- 2) SCB (Statistiska centralbyrån: スウェーデン統計庁)によると, 2008年の合計特殊出生率は1.88%で, 1994年以来の高値を示しており, 今後数年は1.87%水準で安定するものと予測されている。
- 3) 国際 NGO 団体である「Save the Children」による「Mother's Index」では2003年以来, スウェーデンが5年連続して首位に就いている。
- 4) Proposition 1990/91: 115.
- 5) 就学前の子どもを対象としたケア施設。現在1～5歳を対象としている。スウェーデンでは幼保が一元化されており, 就学前学校という総称が用いられている。
- 6) スウェーデンの義務教育課程である学校。対象は7～16歳の児童で, 教育費は無償である。
- 7) 1996年以降, スウェーデンにおける子どもケア活動は教育省の管轄下において学校法の適用を受けており, 活動の評価や監督は学校庁という独立行政機関が責任を持って行っている。
- 8) 社会民主党党员であり, 当時首相を務めていた Olof Palme の夫人でもあった。
- 9) 1985-1991社会大臣。
- 10) スウェーデンの地方議会において, フルタイムの議員職として給料を支払われる職務。地方議会の執行委員会の委員長や指導的メンバーとして, 議会での審議過程で議論をリードするとともに, 議会で決定の執行における局面でも行政を指導する役割を果たす。尚, スウェーデンの地方議会議員の大多数は専業職ではなく, 他に職を持っている人あるいは学生が議員となっている。議員に対しては, 活動経費会議への出席にかかる諸費用, 所得損失補償及び出席に対する報酬が支払われるが, それらのみで生活を維持するにはとても足りない額である(岡沢・奥島 1994)。
- 11) その後, 教育大臣(1989-1991), 財務大臣(1994-1996), 首相(1996-2006)を歴任。「柔軟な就学制度」

施行時の教育大臣であり, 就学前学校活動の管轄省移管時の首相である。

- 12) Ds 1990: 31
- 13) Ds 1990: 31
- 14) Skrivelse 1990/91: 50
- 15) スウェーデンで子どもケアの運営主体は, コミュニティといわれる地方自治体である。スウェーデンにおけるコミュニティは日本でいう市町村に該当する。日本の地方行政形態と異なり, 日本でいうところの県であるランスタピングは主に医療・保健などを担当し, コミュニティは教育・福祉を担当するというように役割が明確で, 両者に上部下部という組織の関係構造はない。
- 16) Skrivelse 1990/91: 50
- 17) Skrivelse 1990/91: 50
- 18) Skrivelse 1990/91: 50
- 19) Skrivelse 1990/91: 50
- 20) Skrivelse 1990/91: 50
- 21) Skrivelse 1990/91: 50
- 22) Skrivelse 1990/91: 50
- 23) Proposition 1984/85: 209.
- 24) 山田 2007
- 25) Proposition 1990/91: 115
- 26) Proposition 1990/91: 115
- 27) Proposition 1990/91: 115

【引用文献】

- Barbara Martin Korpi (2006) Förskolan i politiken – om intentioner och beslut bakom den svenska förskolans framväxt. Stockholm: Utbildningsdepartementet
- Calander, F., Pérez Prieto, H. & Sahlström, F. (2000) Utnyttjande av och syn på val av barnomsorg – en första rapport från en undersökning av Uppsala föräldrar till barn födda 1995. FISK-projektet. Uppsala universitet, Pedagogiska institutionen.
- Dagens Nyheter, Kjell-Olof Feldt ny ordförande för Friskolorna. Publicerad 15 mar 2006.
- Ds 1990:31 Skola? Förskola? Barnskola?
- Héctor Pérez Prieto.(2003) Förskolan och skolan: kontinuitet och integration, Uppsala-Pedagogiska Institution FISK project rapport kapitel III, pp.39-91, Uppsala . SWEDEN.
- 泉千勢 (2003)「スウェーデンにおける幼保一元化のとりくみ」『保育白書』草土文化 pp.51-54.
- 訓覇法子 (1998)『世界の社会福祉 I スウェーデ

- ン・フィンランド』 pp.22-39. Pp.360-361, p382. 旬報社
- Lenz Taguchi, H. and Munkhammar, I. (2003) Consolidating Governmental Early Childhood Education and Care Services Under the Ministry of Education and Science: A Swedish Case Study, U N E S C O Early Childhood and Family Policy Series n° 6, Early Childhood and Family Education Section, FRANCE.
- Motion 1990/91:Fi16 med anledning av skr. 1990/91: 50 Åtgärder för att stabilisera ekonomin och begränsa tillväxten av de offentliga utgifterna.
- Motion 1990/91:So632 Familjepolitik.
- Motion 1990/91:Ub259 Det offentliga skolväsendet.
- 岡沢憲美 (1991) 『スウェーデンの挑戦』 岩波新書
Proposition 1984/85: 209 om förskola för alla barn.
Proposition 1990/91: 115 om vissa skollagsfrågor m.m.
- Pysslingen Förskolor och Skolor AB(2006) PYSSLINGHISTORIA, <http://www.pysslingen.se/enhetbild/ca/pysshistoria.pdf>
- Skrivelse 1990/91: 50 om åtgärder för att stabilisera ekonomin och begränsa tillväxten av de offentliga utgifterna
- Svenska Dagbladet, Välfärdskonservatism eller ideologi?. Publicerad: 26 mars 2002.
- 山田敏 (2007) 『北欧福祉諸国の就学前保育』 明治図書